

# 公 示

## 特定計量器定期検査実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、白川村及び高山市における特定計量器（ひょう量5t未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和 6年 7月19日

岐阜県知事 古田 肇

市 村 名	期 日	時 間	場 所	対象地域
白川村	令和6年 8月19日 (月)	午後1時から 午後2時まで	J A ひだ 白川支店 (荻町333)	白川村
高山市	8月20日 (火)	午前9時から 午後2時まで	こくふ交流センター 入口 (国府支所) (国府町広瀬町880-1)	国 府
	8月21日 (水)	午前9時30分から 午前11時30分まで	虹流館くぐの(久々野支所) (久々野町無数河580-1)	久々野
		午後1時から 午後3時まで	燦燦朝日館(朝日支所) (朝日町万石800)	朝 日 高 根
	8月22日 (木)	午前9時から 午前11時まで	きよみ館(清見支所) 東側駐車場車庫 (清見町三日町305)	清 見
		午後1時から 午後3時まで	J A ひだ 荘川支店 (荘川町新淵228-2)	荘 川
	8月26日 (月)	午後1時から 午後2時30分まで	J A ひだ 宮支店 (一之宮町3364-1)	一之宮
	8月27日 (火)	午前10時から 午前11時30分まで	奥飛驒総合文化センター (奥飛驒温泉郷村上1480)	奥飛驒 温泉郷
		午後1時30分から 午後3時まで	高山市役所 上宝支所 (上宝町本郷540)	上 宝
	8月28日 (水)	午前9時から 午後3時まで	J A ひだ 大八支店 (高山市松之木町119-2)	大 八 岩 滝
	8月29日 (木)	午前9時から 午前11時30分まで	高山市役所 丹生川支所 (丹生川町坊方2000)	丹生川

市 名	期 日	時 間	場 所	対象地域
高山市	令和6年 9月10日 (火)	午前9時から 午後3時まで	飛驒総合庁舎 (高山市上岡本町7-468)	市内全域
	9月11日 (水)	午前9時から 午後3時まで	飛驒総合庁舎 (高山市上岡本町7-468)	山王 花里
	9月12日 (木)	午前9時から 午後3時まで	飛驒総合庁舎 (高山市上岡本町7-468)	東 西 江名子
	9月13日 (金)	午前9時から 正午まで	飛驒総合庁舎 (高山市上岡本町7-468)	南
	9月18日 (水)	午前9時から 午後3時まで	J A ひだ 本店 (高山市冬頭町1-1)	市内全域
	9月19日 (木)	午前9時から 午後3時まで	J A ひだ 本店 (高山市冬頭町1-1)	新 宮
	9月20日 (金)	午前9時から 正午まで	J A ひだ 本店 (高山市冬頭町1-1)	三 枝 北